

市民税・県民税の申告はお早めに！

平成28年分の市民税・県民税申告が必要と思われる人には、今月上旬に申告書を発送します。申告会場は大変混み合いますので、**郵送での申告にご協力ください。**

■受付期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く
■受付時間 9時～17時

申告が必要な人 ※所得税の確定申告をする人を除く

- 今年1月1日現在、市内に居住している人で、平成28年中に
- ・営業・農業・不動産・配当・生命保険の一時金などの所得があった人
- ・給与収入があり、勤務先から給与支払報告書の提出がない人
- ・給与収入があり、源泉徴収票に記載のある控除以外の各種控除の適用を受ける人
- ・公的年金等の収入があり、源泉徴収票に記載のある控除以外の各種控除の適用を受ける人
- ・障害・遺族年金のみを受給し扶養親族などになっていない人
- ・収入がなかった人(控除対象配偶者や扶養親族を除く) など

公的年金等を受給している人

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要です(ただし、右記に該当するときは市民税・県民税の申告が必要です)。

申告に必要なもの

- ①申告書(申告書が必要な人で届かなかったときは市民税課、各支所の税務窓口、下記の臨時会場(開設日のみ)に準備しています)
- ②印鑑(認め印で可)
- ③源泉徴収票(給与や公的年金など)
- ④営業や不動産などの収入や必要経費を確認できる書類(固定資産税納税通知書兼領収書・帳簿類など)
- ⑤前年中に支払った社会保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの支払証明書または領収書など
- ⑥身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

郵送で申告する人

申告書に必要な事項(住所・氏名・電話番号など)を記入、押印し、必要書類(写し可)を同封のうえ郵送してください。

申告の必要がない人

- ・所得税の確定申告をする人
- ・所得が給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が本市に提出される人
- ・公的年金のみを受給している65歳以上の人で、その収入が151万5千円以下の人
- ・収入がなく、市内に住所がある親族の扶養となっている人 など

市民税・県民税申告の臨時会場

受付時間 A…10時～11時 B…14時～16時30分 C…9時30分～11時
D…9時30分～11時30分 E…9時30分～11時45分 F…9時～10時
G…10時30分～11時45分

臨時会場	受付日	時間	臨時会場	受付日	時間
谷山	錫山校区公民館	2月23日(木)	喜入	瀬々串校区公民館	2月20日(月)
	坂之上福祉館			中名校区公民館	2月21日(火)
	桜ヶ丘福祉館	2月24日(金)		一倉校区公民館	2月22日(水)
	平川福祉館	3月2日(木)		前之浜校区公民館	2月23日(木)
	福平福祉館			生見校区公民館	2月24日(金)
	茂頭公民館	3月3日(金)		松元	四元集会施設
谷山北公民館	直木地域公民館		2月17日(金)		
伊敷	犬迫校区公民館	2月22日(水)	春山地域公民館		2月20日(月)
	かごしま中央農協皆与志支店		仁田尾後自治公民館		2月21日(火)
	小山田コミュニティセンター		常盤コミュニティセンター		2月16日(木)
吉野	川上福祉館	本岳ふれあいセンター	F		
	吉田	西下公民館	2月20日(月)	西有里研修館	2月17日(金)
吉田校区コミュニティセンター		東部研修館		2月20日(月)	
本名校区コミュニティセンター		2月22日(水)	花尾コミュニティセンター	2月21日(火)	
牟礼岡校区コミュニティセンター			2月16日(木)	東桜島	野尻町公民館
大原地区公民館		持木町公民館			
宮校区コミュニティセンター		2月27日(月)	宇土公民館	2月17日(金)	
桜島	桜峰校区公民館	2月16日(木)	園山公民館	2月20日(月)	
	武公民館		2月17日(金)		
	小池公民館	2月20日(月)			
	赤水公民館	2月21日(火)			

※東桜島支所管内には、別途お知らせします

申告会場・問い合わせ

市役所本館 2階講堂	216-1174・1175 (市民税課)
谷山支所 4階大会議室	269-8421(税務課)
伊敷支所 3階大会議室	229-9736(")
吉野支所 2階会議室	244-7392(")
吉田支所 税務課窓口	294-1213(")
桜島支所 税務課窓口	293-2348(")
喜入支所 2階第1会議室	345-3759(")
松元支所 1階税務課前会議室	278-5416(")
郡山支所 3階会議室	298-2115(")
東桜島支所 税務係窓口	221-2111(税務係) ※代表

マイナンバー(個人番号)に関するお知らせ

申告書に記入いただく申告者本人のマイナンバーは、なりすまし防止のため、番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)の提示が必要で(郵送申告のときは、写しを添付)。

申告者本人以外の控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーは申告書に記入が必要ですが確認書類は不要です。

- ①番号確認書類 マイナンバーカード、通知カード、住民票(マイナンバー記載)などのいずれかの書類
- ②身元確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのいずれかの書類

※「本市で宛名を印字した市民税・県民税申告書」を提出するときは②身元確認書類は不要

※代理人のマイナンバーカードか通知カードなどの提示が必要

鹿児島税務署からのお知らせ

①所得税などの確定申告

平成28年分の所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税・贈与税の確定申告や記載要領などの相談は確定申告会場(県市町村自治会館4階)をご利用ください。

※確定申告書は国税庁ホームページで作成し、郵送かe-Taxで提出できます

期間 2月16日(木)～3月15日(水)の9時～16時(土・日曜日を除く。2月19日・26日の日曜日は開設)

②税理士会による無料相談

期間 2月10日(金)～2月15日(水)の9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)

場所 県市町村自治会館4階

①②共通

◇2月10日(金)～3月15日(水)は、鹿児島税務署内に申告会場を開設しません。申告の相談は確定申告会場へ

◇駐車場(有料)には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください

◇平成28年分確定申告には、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示が写しの添付が必要です